【保管場所使用承諾証明書の記載例】

※この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う保管場所が他人所有の場合に作成するものです。

広島県警察
R7.4.1

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	○△市中区港町２－４－４
使用者	〒（ 730 － 8507 ） 住所 ○△市中区新浜町１－９－４２ 電話 082 － 888 － 1111 氏名 広島 一郎
使用期間	令和７ 年 ９ 月 １ 日 から 令和８ 年 ８ 月 ３１ 日
上記のとおり自動車の保管場所として使用を承諾したことを証明する。 令和７ 年 ８ 月 １２ 日 〒（ 730-8507 ） 住所 □□市川口町２－５－３１ 電話 084 － 927 － ~~0110~~ 0220 訂正印は不要です。 氏名 福山 次郎	

注　共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。
備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

【使用者の住所・氏名】
保管場所証明申請書の申請者、又は保管場所届出書の届出者と同一になります。

【共有の場合】
土地の共有者全員の住所・氏名を余白部分に記入してください。
（記入できない場合は、別の使用承諾証明書に記載してください。）

【保管場所の位置】
・保管場所の位置に住居表示がある場合（建物敷地内）は住居表示で記載してください。
・住居表示がない場合等は、地番を記載してください。

【使用期間】
・使用の開始日は、申請日より前の日付としてください。
・有料駐車場の場合は、契約期間を記載してください。

※注意※
・警察署へ提出する際は、使用期間内であることをご確認ください。
・警察署への提出時点で未だ使用期間内に達していない場合は、保管場所の証明ができない場合があります。
・使用期間の長さに決まりはありませんが、極端に短い期間の場合は、申請（届出）者や承諾者に確認を行う他、保管場所の証明ができない場合があります。

証明した日付を記入してください。

【住所・氏名】
土地（建物）の所有者又は管理者の方が住所・氏名を記載してください。

【注意事項】
●消すことができるボールペンは使用しないでください。
●この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です。
●保管場所の所有者又は委託を受けた管理者等，使用を承諾する権原のある方の責任において作成してください。権原のない方が作成すると私文書偽造となる場合があります。
●使用承諾証明書の加除訂正は作成者（所有権、管理権を有する者）が行い、申請（届出）者は同証明書の加除訂正はできません。
●使用承諾証明書以外でも、「保管場所の契約書」の写し等でも申請（届出）は可能です。ただし、契約者名が申請（届出）者とは別の名義であったり、駐車場を借りていることまでが確認できない場合は、保管場所の証明ができなかったり、別の権原書面の提出を求めることがありますので内容を確認してください。
●**上記は、一般的な記載の一例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問い合わせください。**

【押印（訂正印含む）は不要です。】
・申請書氏名欄への押印は不要です。（ゴム印やパソコン入力等による記名のみでも結構です。）
・訂正箇所における訂正印も必要ありません。
（押印されていても結構です。）